

江別市勤勞者共済会事業規程

江別市勤労者共済会事業規程

(目的)

第1条 この規程は、江別市勤労者共済会規約（以下「規約」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 規約第6条により江別市勤労者共済会（以下「共済会」という。）に入会しようとするときは、入会申込書（1号様式）に会員カード兼個人情報に関する同意書（2号様式）を添えて共済会の理事長に提出するものとする。

(入会の通知)

第3条 共済会は、前条の入会を承認したときは、入会通知書（3号様式）を共済契約代表者に提出するものとする。

(会費の納入)

第4条 規約第9条に規定する会費は、当月分を前月の25日までに納入しなければならない。

(共済契約の効力発生)

第5条 共済契約の効力の発生は、共済会が入会を承認し、会費を納入した月の翌月の初日の午前零時とする。

(共済契約代表者)

第6条 共済契約代表者は、各事業所の事業主、又は当該事業主の同意を得て選任された者とし、入会申込書により共済会の理事長に届け出なければならない。共済契約代表者を変更した場合は、企業名及び契約代表者変更届（6号様式）を共済会の理事長に提出するものとする。

2 共済契約代表者は、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 当該事業所の加入会員の会費の納入について
- (2) 当該事業所の従業員の新規加入及び所属会員の脱会並びに変更事項の届について
- (3) 当該事業所の所属会員の共済金の請求及び領収について
- (4) 当該事業所が閉鎖、又は休止したときの脱会手続きについて
- (5) その他共済会が必要とする手続きについて

(会員の委任)

第7条 会員は、共済会への加入及び脱会等異動の届出、会費の納入及び共済金の請求並びに領収についての事務を共済契約代表者に委任する。

(会員の異動)

第8条 所属事業所における会員の増加、減少その他の事由の異動が生じたときは、毎月25日までに会員異動届（4号様式）を共済会の理事長に提出しなければならない。

(共済契約の失効)

第9条 規約第8条の規定による資格の喪失における共済契約の失効日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所属事業所の閉鎖、会員の退職、又は除名の場合は、共済会がそれを承認した日の属する月の末日
- (2) 会員の死亡、又は重度障害による場合は、死亡、又は重度障害が確定した日

(給付金の請求)

第10条 規約第11条に規定する給付金の支払いを受けようとするときは、共済会給付金請求書(5号様式)に証明書類を添付して請求するものとする。

(給付金の支払)

第11条 前条の請求があったときは、特に調査の日時を要する場合を除き、速やかに給付金を支払うものとする。

(給付金の給付の認定基準)

第12条 給付金の給付の認定は、一般財団法人全国労働者福祉・共済振興協会の定める基準による。ただし、規約第5条に基づく付加給付についての認定基準は、共済会の理事長が別に定める。

(積立金の運用)

第13条 共済会の理事長が、必要と認めるときは、積立金に属する現金を一般会計に繰り替えて運用することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成15年5月30日総会)

この規程は、平成15年5月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年5月21日総会)

この規程は、平成16年5月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年4月27日総会)

この規程は、平成17年4月27日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則(平成25年5月24日総会)

この規程は、平成25年5月24日から施行し、平成25年11月1日から適用する。

附 則(平成27年5月15日総会)

この規程は、平成27年5月15日から施行する。

附 則(平成30年5月23日総会)

この規程は、平成30年5月23日から施行する。